

事務連絡
平成29年2月14日

各都道府県 林務担当部長 殿

林野庁 計画課長

市町村のモデル的な取組の推進について

日頃から、森林・林業・木材産業施策の推進について、格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、1月に開催した「森林吸収源対策等の推進に係る都道府県担当課長会議」において説明したとおり、市町村が主体となった森林整備を進める一環として、平成29年度の地方財政措置が拡充され、この内容については総務省からも各都道府県の財政担当部局に周知されたところです。

この地方財政措置については、林野庁からも一部の市町村長等に対し紹介し、積極的な取組を要請しているところですが、今後、市町村の具体の取り組みを進めるべく、現時点における取組予定を下記のとおり把握・共有いたしたく、御協力の程何とぞよろしく申し上げます。

特に、平成29年度の拡充項目のうち、森林整備等に関して一定の知識を持つ林業技術者を市町村が雇用して地域林政に役立てる取組（以下、「地域林政アドバイザー制度」という。）については、今後の森林整備の推進の観点から、また、都道府県から見ても技術者の活躍の場の拡大や出先機関の負担軽減の観点からも重要な取組と考えておりますので、御協力の程重ねてお願い申し上げます。

記

1 作業依頼

各都道府県におかれましては、平成29年度の地方財政措置の拡充項目

- (1) 地域林政アドバイザー制度の活用に必要な経費、
- (2) 市町村が森林を公有林化するために測量や調査を行う場合の経費、
- (3) 環境林整備事業、美しい森林基盤づくり交付金事業を実施する市町村が、当該国庫補助事業と連携して、単独事業で間伐材の搬出・運搬や既存の路網の維持補修などを支援する場合の経費、

について、別添①及び②の資料を用いて市町村に情報提供し、29年度の市町村の意向（取組の予定）を調査して、別添③の様式1及び様式2にて、3月31日（金）厳守までに、林野庁計画課にご報告下さい。

2 意向調査にあたっての留意事項

- (1) 意向調査にあたっては、原則として、すべての市町村に地方財政措置等の情報が行き渡るよう工夫して調査を行って下さい。
- (2) 意向調査はあくまで市町村の現時点での見込み(現時点で必ずしも予算の裏付けがなくても可)で結構です。前広に提出して頂きますよう、よろしくお願い致します。

【問い合わせ先】

林野庁計画課 総括課長補佐 長崎屋
企画班 城、宮脇

TEL : 03-3501-3842

Email : keita_nagasakiya490@maff.go.jp

kazato_shiro640@maff.go.jp

shigeru_miyawaki830@maff.go.jp

森林利用課 山村振興企画班 近藤

TEL : 03-3502-0048

Email : miyuki_kondou560@maff.go.jp

平成29年度地方財政措置の活用について
～モデル的な取組の推進について～

林野庁

平成29年2月

モデル的な取組の推進

税制改正大綱(抄)

市町村による林地台帳の整備を着実に進めるとともに、公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行うこととし、以下のような施策の具体化を進める。

- ① 市町村から所有者に対する間伐への取組要請などの働きかけの強化
- ② 所有者の権利行使の制限等の一定の要件の下で、所有者負担を軽減した形で市町村自らが間伐等を実施
- ③ 要間伐森林制度を拡充し、所有者が不明の場合等においても市町村が間伐を代行
- ④ 寄附の受入れによる公的な管理の強化
- ⑤ 地域における民間の林業技術者の活用等による市町村の体制支援



森林環境税の創設に向けて、市町村が主体となった森林整備等が円滑に実施されるよう、29年度からモデル的な取組を推進する必要。



これに向けて、林野庁の国庫補助事業や研修、森林吸収源対策等の推進のための地方財政措置を29年度に拡充。

平成29年度の国庫補助・地方財政措置の拡充内容

林・・・林野庁の補助事業

地・・・地方財政措置

1 林地台帳の整備の推進

- 平成29～30年度に境界・森林所有者の状況を整理した台帳と地図を着実に整備

＝拡充内容＝

- 林・市町村森林所有者情報活用推進事業
(森林GIS整備等への支援、新規)
- 地・普通交付税＋特別交付税
(普通交付税措置額を超える分、継続)

2 境界明確化等による所有者確定、施業集約化

- 境界線の特定等を通じて、森林所有者を確定し、合意形成を得て間伐などの施業を集約化

＝拡充内容＝

- 林・森林整備地域活動支援交付金
(新たに、森林境界の測量に対して支援)
- 地・普通交付税＋特別交付税(普通交付税措置額を超える分)
・新たに、放置森林を公有林化して自治体が管理するための測量・調査について特別交付税措置。

3 林業の担い手対策

- 新規就業者の確保・定着、就業者のキャリアアップを支援。

＝拡充内容＝

- 地・普通交付税＋特別交付税(普通交付税措置額を超える分)
・新たに、森林・林業に関して一定の知識を持つ者を「地域林政アドバイザー(仮称)」として市町村が雇用し地域林政に役立てる取組に対して特別交付税措置
- 林・アドバイザー候補者等に対する研修を実施

4 間伐等により生産された木材の活用等

- 公共施設等への木材利用、木質バイオマスのエネルギー利用等の推進。

＝拡充内容＝

- 林・市町村による公的な森林整備への支援
(環境林整備事業、美しい森林づくり基盤整備交付金)
- 地・新たに、市町村が、上記の公的な森林整備と連携して、単独事業として行う取組(間伐材の搬出運搬や荒廃竹林整備など)に特別交付税措置。

森林吸収源対策等の推進

背景

- 我が国が国際約束している温室効果ガス削減目標達成のためには、排出抑制対策に加え、国・地方を通じた適切な森林整備により、森林の温室効果ガス吸収量を増加させる取組が不可欠
- 平成28年度与党税制大綱及び平成29年度与党税制改正大綱において、温室効果ガス削減目標の達成に向けて、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとされている



市町村が主体となった森林整備等が円滑に実施されるよう、森林整備の実施に必要となる地域の主体的な取組が求められる

森林吸収源対策等の推進

平成29年度事業費 500億円（前年度同額）

※下線部分は平成29年度の対象追加項目

(1) 林地台帳の整備の推進

- 森林整備に必要な基礎情報を林地台帳として整備
(平成30年度末までに着実に整備)



(3) 林業の担い手対策

- 新規に就業しようとする若者等に対する研修、定住促進
- 就業者へのキャリアアップ研修や福利厚生充実
- 森林の整備等に関して一定の知識を持つ林業技術者を市町村が雇用し地域林政に役立てる取組等



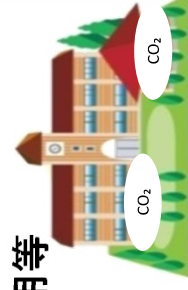
(2) 森林所有者の確定・境界の明確化、施業の集約化の促進

- 国庫補助と連携した境界の確認等
- 寄付の受入れ等による森林の公的な管理に向けた測量・調査等



(4) 間伐等により生産された木材の活用等

- 公共施設への木材利用、木質バイオマスエネルギーへの活用の推進等
- 森林所有者等と協定等を締結して行う森林整備事業と一体的に行う公益的機能の発揮対策や間伐材の搬出・運搬等の取組



地域林政アドバイザー制度

<背景・目的>

- 市町村主体の森林整備を進める上では、市町村の体制整備を進めることが不可欠。
その内容は、林地台帳整備や境界画定といった事務のみならず、
 - ① 伐採や造林等の指導・監督
 - ② 森林経営計画の認定
 - ③ 市町村有林の経営計画の作成
 といった、市町村の林務行政全般にわたって支援が必要。
- このため、
 - ① 民間の林業技術者や地域の人材等で一定の資格を有する者及び一定の研修を受けた者を「地域林政アドバイザー（仮称）」として位置づけ、
 - ② 市町村が上記事務を円滑に執行するためにアドバイザーを直接雇用する経費や、アドバイザーが所属する組織に業務を委託する取組を特別交付税の対象とする。
- 林野庁は、アドバイザーとなることを希望する者に対し研修を実施する。

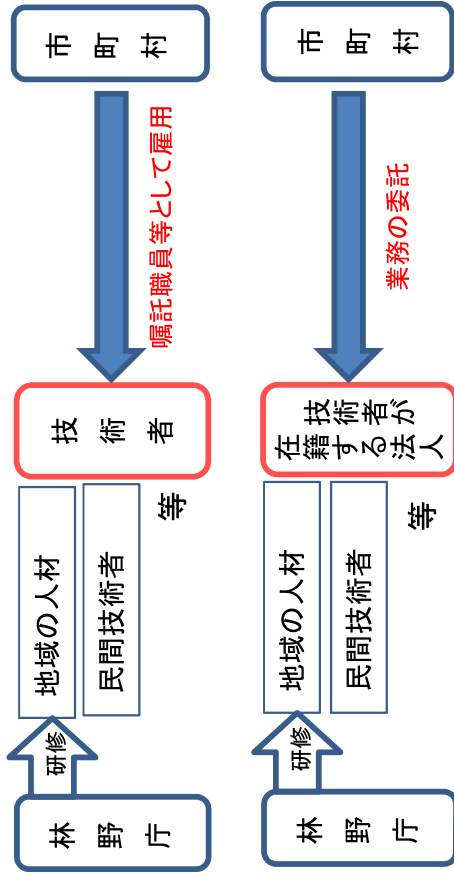
<地域林政アドバイザー対象者>

- ① 森林・林業に関する一定の資格を有する者
(ア) 森林総合監理士登録者又は林業普及指導員資格試験合格者
(イ) 技術士（森林部門）
(ウ) 林業技士
(エ) 認定森林施業プランナー
- ② 林野庁が実施する研修受講者、それに準ずる者

<交付税措置>

全額特別交付税の対象とすることとし、措置率は0.7（上限額350万円）とする。

想定スキーム



基本的な実施手順

- ① 各都道府県から市町村に対し、29年度の地域林政アドバイザー制度の活用について、市町村の意向（制度の活用意向の有無、活用する場合の候補者がいるか否か等）を確認する。（3月中）
- ② 同時に、林野庁から、林業技術者の全国組織（日本林業技士会、全国林業普及懇話会、森林部門技術士会、森林施業プランナー協会）の事務局に協力を要請。事務局からそれぞれその会員の会員に対して情報を提供してもらう。（3月中）
 意向がある市町村のうち
 市町村において具体的な候補者が既にいる場合（既に雇用している場合も含む）
- ③ 都道府県から、林業技術者組織に要請。
 （林野庁とも情報を共有）
- ④ 候補者が見つかった場合、県から市町村に推薦。
- ⑤ 市町村は嘱託職員等として雇用。
 雇用時期と研修時期は前後する場合があり得る
- ⑥ 7月頃に森林技術総合研修所で1週間程度の研修を実施し、能力向上を図る。（市町村林務担当者（応用）研修）

市町村が森林を公有林化するために測量や調査を行う場合

＜背景・目的＞

○ 森林を手放したい意向の所有者が、市町村に寄付や売却を申し出るケースが顕在化しているが、市町村にとっては将来の維持管理費の負担や境界確認などの準備が必要なこと等がネックとなり受け入れが進まず、結果として森林が放置されている。

このため、事前の境界測量経費などを取組の対象に追加し、市町村が寄付の受け入れ等により森林の公的な管理を進める環境を整え、市町村主体の森林整備を推進。

＜交付税措置＞

全額特別交付税の対象とすることとし、措置率は0.7とする。

(参考：公有林に関する財政措置)

| 事業内容 | 現状の財政措置 |
|----------|---------------|
| 測量・調査等 | 特別交付税(29年度新規) |
| 取得(公有林化) | 地活債 |
| 維持管理 | 普通交付税 |
| 整備(間伐) | 国庫補助・普通交付税 |

(参考) 近年の寄付の受け入れ等の実績

(単位:件、ha)

| | 寄付受け入れ | | 購入 | | うち地活債活用 | |
|-----|--------|-------|-----|-------|---------|-----|
| | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 | 件数 | 面積 |
| | H24 | 34 | 856 | 43 | 999 | 6 |
| H25 | 29 | 467 | 39 | 2,045 | 6 | 137 |
| H26 | 38 | 1,141 | 45 | 1,130 | 6 | 54 |
| H27 | 37 | 226 | 36 | 1,122 | 6 | 365 |

※ 林野庁森林利用課調査より(都道府県への任意調査の集計であり、網羅的な実績でない可能性があることに留意)

国庫補助事業と連携して実施する地方単独事業

<背景・目的>

- 森林環境税は、市町村が地方単独事業として森林整備を実施する経費に充てる財源として検討している。これを円滑に実行するためには、市町村の体制整備とともに、市町村による森林・林業施策を裏績として充実させていく必要がある。
- このため、平成29年度税制改正の方向性も踏まえ、市町村が森林の所有者等と協定等を締結し、所有者に代わって自ら森林整備事業を実施する場合には、所要の地方財政措置を講じる。

<交付税措置>

全額特別交付税の対象とすることとし、措置率は0.7とする。

<対象市町村>

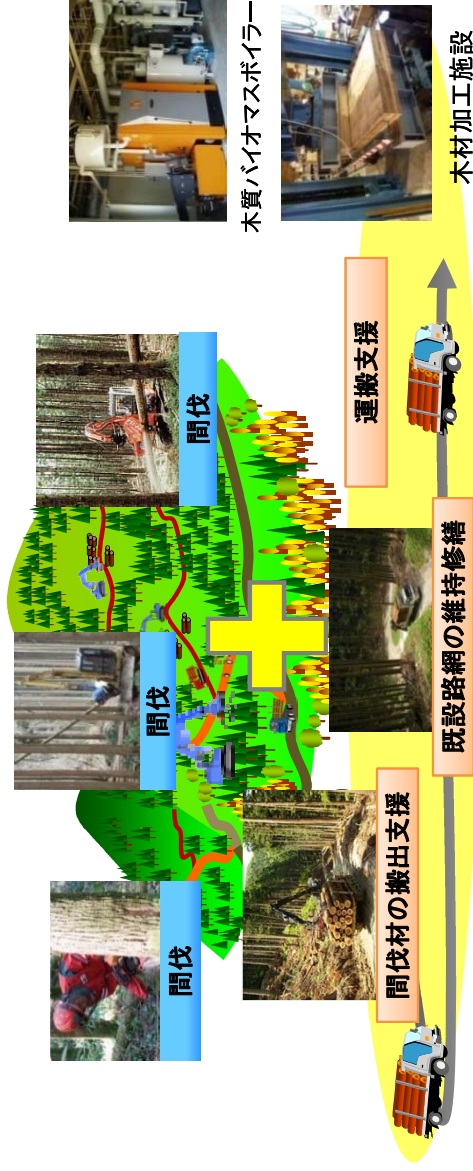
以下の事業に取り組みむ市町村

- 環境林整備事業
- 美しい森林づくり基盤整備交付金

【取組のイメージ】

① 間伐促進に向けた取組

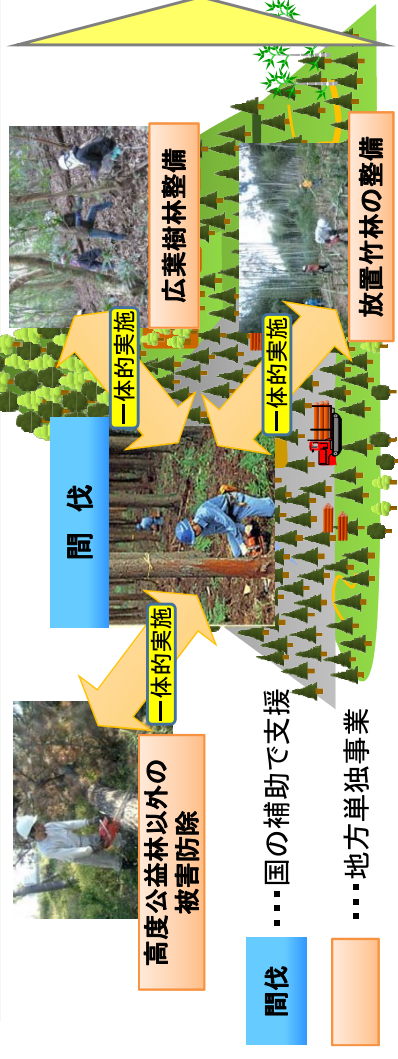
- 間伐材の搬出支援
- 既設路網の維持補修
- 地域の加工施設やバイオマス利用施設への運搬支援



② 間伐と一体的に行う公益的機能向上に向けた取組

- 荒廃竹林の整備、広葉樹林整備
- 高度公益林でない森林の被害防除

間伐対象森林の周辺で一体的に行う公益的機能向上のための様々な施策



間伐を含めた地域の森林施業の一層の促進

1 趣 旨

平成10年の森林法改正により、市町村森林整備計画を義務化するとともに、森林施業に関する権限を市町村長へ委譲して以降、民有林行政における市町村の役割は大きくなり、その内容も徐々に高度化して現在に至っている。

また、先般成立した改正森林法は、林業の成長産業化に向けた川上側の対策として、所有者・境界不明に対応するための市町村による林地台帳の作成、シカ被害防止対策としての鳥獣害防止森林区域の設定、再造林対策としての伐採後の造林報告制度の創設など、市町村の役割がさらに重要となる内容となっている。

しかしながら、市町村の森林・林業行政の体制は、合併の進展もありほとんどが脆弱で、人員として全国規模で3,000人程度、かつ専門的知見を有する者も限られるなど、マンパワー・知識双方ともに不足している状況にあり、市町村に期待される役割を十分に果たせる体制とはなっていない。

このため、森林資源の成熟を、地域の林業・木材産業の成長産業化、地方創生につなげることを目的に、林業技術者により市町村の森林・林業行政を支援する体制を構築する。

2 地域林政アドバイザー制度の内容

(1) 地域林政アドバイザーに想定される業務の内容

市町村の森林・林業行政全般又は一部について、知識・経験を元にアドバイス等を行う。具体的な事例を挙げれば以下の通り。(あくまで施策の企画立案や所有者等への指導といった政策にかかわる事務を対象としており、単なる巡視などの単純な事務は対象としない。)

- ① 伐採・造林の指導・監督補助 (現地確認、事業体指導)
- ② 森林経営計画の認定支援 (現地確認、事業体指導)
- ③ 民有林における地籍調査、境界明確化活動の支援
- ④ 市町村有林の経営計画の作成、実行管理、事業発注補助
- ⑤ 森林 GIS、林地台帳システムの整備、メンテナンス
(新たな土地所有届出や所有者からの修正申出を踏まえたデータの更新)
- ⑥ 路網の整備・管理計画の策定
- ⑦ 市町村森林整備計画及び構想の作成支援 等

(2) 地方財政措置

- ① 市町村が地域林政アドバイザーを雇用 (注) した場合の person 費
- ② 地域林政アドバイザーが在籍する法人に業務を委託した場合の委託費について、特別交付税措置の対象とする。

措置率0.7として、1件あたり上限350万円。

(注) 雇用形態は常勤でも非常勤でも構わない。

(3) 地域林政アドバイザーの対象者

- ① 森林総合監理士登録者又は林業普及指導員資格試験合格者
※ 林業改良普及員及び林業専門技術員を含む。
- ② 技術士（森林部門）
- ③ 林業技士
- ④ 認定森林施業プランナー
- ⑤ 地域精通者等で林野庁が実施する研修受講者（市町村林務担当者（応用）研修）またはそれに準ずる者

(4) 技術面でのサポート

- 必要な者に対し、林野庁森林技術総合研修所において研修を実施する（1週間程度）
（既に嘱託職員等として雇用されている者に専門的知識を付与することも可。）

3 基本的な実施手順

- ① 各都道府県から市町村に対し、29年度の地域林政アドバイザー制度の活用について、別添により市町村の意向（制度の活用の意向の有無、活用する場合の候補者がいるか否か等）を確認する（3月中）。
- ② 同時に、林野庁から、林業技術者の全国組織（日本林業普及協会、全国林業普及懇話会、森林部門技術士会、森林施業プランナー協会）の事務局に協力を要請。事務局からそれぞれの会員に対して情報を提供してもらう。（3月中）

＜意向がある市町村のうち具体的な候補者がいない場合＞

- ③ 都道府県から、各県の林業技術者組織に要請。
（同時に林野庁とも情報を共有）

- ④ 候補者が見つかった場合、県から市町村に推薦。

＜市町村において具体的な候補者が既にいる場合
（既に雇用している場合も含む）＞

- ⑤ 市町村は嘱託職員等として雇用。

- ⑥ 7月頃に森林技術総合研修所で1週間程度の研修を実施し、能力向上を図る。（市町村林務担当者（応用）研修）

雇用時期と研修時期は前後する場合があります

【様式2】公有林化のための測量・調査、国庫補助と連携した地方単独事業の実施見込み

| 都道府県 | 市町村 | 事業区分 | 事業名 | 事業内容 | 予算額 (千円) | 財源内訳(千円) | | 事業区分(3)国庫補助と連携した地方単独事業の場 合 | 備考 (一般財源以 外の財源種別 等) |
|------------|-----|------------------------|------|------------------------------------|-------------|----------|------|-------------------------------|------------------------------|
| | | | | | | 一般財源 | それ以外 | | |
| (例) 〇〇県 | △△市 | (2)公有林化のための 測量・調査 | ……事業 | 〇〇からの森林の寄付受入に伴う 境界測量、森林調査(〇〇ha) | XXXX | XXXX | XXXX | — | 都道府県補助 |
| 〇〇県 | □□町 | (3)国庫補助と連携し た地方単独事業 | ……事業 | | XXXX | XXXX | — | 環境林整備事業 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

※「事業区分」欄は、(2)公有林化のための測量・調査、(3)国庫補助と連携した地方単独事業 から選択してください。
 ※「財源内訳」の「それ以外」欄は、国庫補助、都道府県補助、起債等の一般財源以外の財源を活用している場合に、その金額を記載してください。
 ※「財源内訳」の「一般財源」「それ以外」の欄に記載した額の合計が、「予算額」の欄に記載した金額と合致するようにしてください。
 ※「関連する国庫補助事業」欄は、事業区分で「(3)国庫補助の森林整備との連携」を選択した場合のみ、記載してください。
 なお、この国庫補助事業の金額は「予算額」欄の金額に含めていただく必要はありません。